

平成22年1月1日スタート
「日本年金機構」

社会保険庁が廃止され、組織を一新し「日本年金機構」として生まれ変わります。

日本年金機構は、社会保険庁から公的年金の運営業務を引き継いで行いますが、公的年金制度は、これまでどおり国の制度として、その財政や運営に国が責任を持ちます。

現在、お近くにある社会保険事務所は、新たに「年金事務所」と名称が変わりますが、年金相談などの窓口として引き続きご利用いただけます。

※日本年金機構の設立に伴い、皆さんに何らかの手続きをお願いするとはありません。

▼豊橋社会保険事務所
☎(0532)33局4118



TAX 税

償却資産の申告

法人や個人で工場や事務所、アパート、農業などを営んでいる方が所有している事業用の有形減価償却資産のうち、土地、家屋、自動車（軽自動車含む）以外のものは、償却資産として固定資産税の課税対象となり、申告が必要です。

原則として、決算のときに減価償却資産として計上したものは、すべて対象となります。ただし、構築物であつても家屋として固定資産税の対象となるものや、自動車・原動機付自転車および一部の農耕用トラクターなどの自動車税、軽自動車税の課税対象となるものは償却資産の範囲から除かれます。

所有している償却資産に変更がなくても、取得価額の合計が免税点以下であつても、申告は毎年必要です。該当する資産がある場合は、平成22年1月1日現在の所有状況を2月1日（月）までに申告してください。申告書は12月中に送付します。

【電子申告について】

12月14日（月）から、インターネットで地方税の手続きができる「エルトックス」を利用して、償却資産の申告が可能になります。詳しくはエルトックスホームページをご覧ください。

☞ <http://www.eltax.jp/>

▼税務課

☎23局3510 FAX23局0180

償却資産の対象となる資産

① 構築物	温室・育苗用ハウス、ビニールハウスやアクリルハウスなどの各種ハウス・アパートのフェンス・駐車場の舗装 など
② 機械および装置	暖房機・温風機・消毒機・結束機・花選別機・花用冷蔵庫・灌水設備・二重カーテンなどの農業用機械および装置、旋盤・プレスなどの産業用機械および装置 など
③ 船舶	ボート・漁船 など
④ 航空機	飛行機・ヘリコプター など
⑤ 車両および運搬具	フォークリフト・構内運搬車 など
⑥ 工具・器具および備品	エアコン・パソコン・机・いす・陳列ケース など

法定調書の提出

給料・報酬・料金・利子・配当などを一定額以上支払った場合は、支払先の住所・氏名・支払額などを記載した書類（法定調書）を税務署に提出してください。

平成21年分の提出期限は2月1日（月）です。法定調書の作成や提出の仕方など、詳しくは直接お問い合わせください。

▼豊橋税務署

☎(0532)52局6201



市税の休日収納窓口を開設

平日に納税することが困難な方のために、休日収納窓口を開設します。

▼日時 12月27日（日）午前8時30分～午後5時 ▼場所 田原市役所南庁舎1階ロビー ▼業務内容 市税の収納、市税等口座振替申込書の受け付け

▼税務課

☎23局3509 FAX23局0180